

過重労働解消に向けた取組の要請を行いました

～平成28年度過重労働解消キャンペーンが始まります～

厚生労働省が定める11月の「過労死等防止啓発月間」中に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」等の取組を行います。同キャンペーンに先立ち、労働局長等が使用者団体等に過重労働解消の要請を行いました。

労働局長による過重労働解消の要請

10月14日(金)、久古谷敏行労働局長が岩手県商工会連合会を訪問し、高橋会長に要請書を手交しました。「労働保険適用促進強化月間 [\(参考\)](#)」に関する要請も併せて行いました。



高橋会長に要請書を手交する久古谷局長



同キャンペーンの説明を行う久古谷局長

労働基準部長等による過重労働解消の要請

10月21日(金)、ホテル東日本において、田中稔労働基準部長から経営者協会副会長に対し、労働局長名による要請書を手交しました。その後、監督課長から同協会会員企業に対して、過重労働解消に係る取組の講義を行いました。



要請内容を説明する田中労働基準部長



副会長に要請書をする田中労働基準部長

過労死等防止啓発月間中の取組

- 長時間労働の疑いがあると考えられる事業場等への重点監督
- [過労死等防止対策推進シンポジウム](#)の開催 (11月8日(火)、エスポワールいわて)
- [過重労働解消セミナー](#)の開催 (11月9日(水)、大通会館リリオ)
- [「過重労働解消相談ダイヤル」](#) (無料)の実施 (11月6日(日))

お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部監督課 (電話) 019-604-3006